

鳥取県告示第57号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年2月9日から施行する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
総務部行 財政改革 局人事・ 評価室が 行う非常 勤職員採 用試験及 び臨時的 任用職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表 日から1 月間	”	総務部行 財政改革 局人事・ 評価室が 行う非常 勤職員採 用試験及 び臨時的 任用職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表 日から1 月間	”
総務部人 権局人権 推進課が 行う非常 勤職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	第1次試 験の不合 格者にあ っては第 1次試験 の試験結 果の通知 日から、 第1次試 験の合格	総務部人 権局人権 推進課				

		者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	
公文書館が行う非常勤職員採用試験	〃	合格発表日から1月間	公文書館
略			

公文書館が行う非常勤職員採用試験	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	公文書館
略			